

平成 19 年 10 月 19 日

国立大学法人高知大学  
学長選考会議議長

学長選考会議における学長選考について

学長候補者の最終選考については、国立大学法人高知大学学長選考等規則第 12 条第 1 項において「学長選考会議は、学内意向投票の結果を参考にして、学長候補者を選考する。」と規定されている。しかしながら、それ以外のことの規定はなく同規則第 18 条第 2 項において「この規則の解釈及び運用について疑義が生じた場合は、学長選考会議が決定する。」となっている。

議長から各委員に学長選考上の観点としての意見を求めたところ、次のような意見が出された。

- ① 法人化後は、従来の教育・研究に加え経営能力も必要である。
- ② 学内意向投票の結果を尊重すべきである。
- ③ 大学運営に対してリーダーシップが発揮できること。
- ④ 学内運営プロセスも考慮すべきである。
- ⑤ 現在の大学改革の方向性等を考慮すべきである。
- ⑥ 両候補者に対して出された質問に対する回答をもって判断する。

等

審議の結果、全員一致で候補者を選考することができないため、国立大学法人高知大学学長選考等規則第 18 条第 2 項に基づき、投票により学長候補者を決めることの提案が議長から行われた。

本提案については、国立大学法人高知大学学長選考会議規則第 5 条第 2 項の「会議は、出席した委員の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。」との規定に基づき全員一致で可決され、投票を行うこととなった。

次に、投票方法等について、議長から下記の提案があり承認された。

- ① 会議規則に則り、議長は投票を行わず可否同数のときは、議長が決する。
- ② 委員長を除く 9 名の過半数の投票を獲得した者を学長候補者とする。
- ③ 投票により行われるため、白票等の可能性もあり、委員長を除く 9 名の過半数である 5 票の獲得がない場合については、再度日程調整を行い会議を開催し決する。

投票の結果、過半数の 5 票を獲得した、第 1 次学長候補者を学長選考会議として学長候補者とするを全員一致で可決していることから、本学の諸規則に則った運営が行われているものである。